

積立方式と賦課方式

高山憲之

1 問題の所在

年金保険料は年々引き上げられ、厚生年金保険に加入している一般男子の被保険者負担は標準報酬月額額の4.55%に達している(昭和51年12月現在、表1参照)。所得税の平均税率は給与所得者の場合昭和49年で4.6%、昭和50年では3.6%にすぎない。標準報酬はボーナスを含まないので、その分だけ割り引いて考えなければならないが、それにしても年金保険料率は名目でみるかぎり平均所得税率を凌駕しつつあるというのが現実である。とくに所得税が累進税率を採用していることを考えると、平均所得税率を適用されている所得階層は中位所得額を大幅に上回る所得を稼いでいるばかりか、平均所得をも大きく超過する所得を稼得する階層であるといえよう。年金保険は保険料率が一律に決められているので、大多数の給与所得者は所得税納付額に匹敵する、あるいはそれを若干上回る年金保険料控除を受けているのが現

実である(なお、ここでの比較においては年金保険料についても所得税についてもその「転嫁と帰着」の問題をいっさい捨象して議論している。念のため。)

しかも年金保険料の再三にわたる引き上げは今後とも不可避であるという見通しも関係当局筋から流されているのが実情である。

このような現実を踏まえて、社会保険料の負担割合(被保険者負担分と事業主負担分との比率)を従来の5対5から3対7に変更する旨の要求が労働組合側から提出されたり、また公的年金については積立方式をやめて賦課方式を採用すべきだという主張も数多くなされるようになった。

本稿においてはこの公的年金の財源調達方法について積立方式と賦課方式を取り上げ、そのいずれが現下の日本において推奨されるべきかを論じることにした。その際、積立方式の方が有利になる条件が何であり、それが今日の日本において満たされているかを検討する分析スタイルを採用することにする。

本論に入る前に積立方式と賦課方式について若干の説明をしておこう。「積立方式」(investment methodあるいはfunded schemeといわれるもの)とは、一人の個人について老後のための年金をみずから働いている若い段階に保険料の形で積立てておく方式を指している。そして老後の生活に要する年金額の合計を定年退職時に評価したときそれまでに積立ててきた年金保険料の元利合計に等しくなるように保険料を算出することを基本としている。つまり一人の個人についての消費に関する異時点間の配分を公的機関が介入する形で行なうものである。それに対して「賦課方式」(pay-as-you-go programといわれ「利用時支払い方式」とも呼ばれるもの)とは、ある一時点につい

表 1

	保険料率(千分率)
昭和17年 6月～	32
19年10月～	55
22年 9月～	47
23年 8月～	47 (恒常) 15 (暫定)
29年 5月～	15
35年 5月～	17.5
40年 5月～	17.5 (15.5)
44年11月～	31 (18)
46年11月～	32 (19)
48年11月～	38 (25)
49年11月～	38 (24)
50年 8月～	45.5 (30.5)

(注) 厚生年金保険に加入している男子の被保険者負担分の料率を示す。
おな()内は厚生年金基金加入者(男子)のそれを示す。

(出所) 『厚生指標』臨時増刊号「保険と年金の動向」(昭和51年特集号)

て高齢者の生活維持に必要な年金給付の財源をそのとき働いている世代の負担に求める方式を指している。つまり世代間の再分配という形を公的年金制度に導入しようというものである。

2 二期間モデル

2.1 前 提

理解をより容易にするために社会を構成しているのはただ二つの世代だけであると仮定しよう(前提1)。このように仮定しても本稿における主要なポイントは何一つ修正をうけることなく多世代モデルに適用することが可能となる(第3節をみよ)。第1の世代は現在働いており、第2の世代は1期前には働いていたが現在は隠退して年金生活を送っていると想定する。また簡単化のため勤労者(第1世代)はすべて同一の所得を得ていると仮定したい¹⁾(前提2)。

更に、第2世代に支給される年金額は第1世代の所得の一定割合(ここではその比率を $100a\%$ とする)と想定する(前提3)。

社会保険料は勤労者世代にあるとき負担すると仮定し、保険料は所得に対して一律 $100c\%$ 分徴収されると想定する。また所得税は比例税率を採用していると考え、それを $100t\%$ と仮定する(前提4)。

勤労者世代の所得(ただし1人あたり所得)は前期比で $100g\%$ 増加すると前提し、また人口は前期比で $100n\%$ 増大すると想定する(前提5)。

以上のように前提をおいたとき、第1世代の負担する保険料ないし所得税額は積立方式と賦課方式のうちそのどちらがより小さくなるのだろうか。

2.2 積立方式の場合

老後の年金を各人が働いている時期に積立てておきそれを取りくずす形で賄う場合、働いている時点における年金保険料率($100c\%$)がどの程度に決められるかをまず考えてみよう。

各個人は2期間にわたって生活し、第1期(のはじめ)において所得を稼ぎ第2期は隠退している。その所得額を Y_1 と表わし、利子率を $100r\%$ とすると、年金の積立額は第2期のはじめにおいて $c(1+r)Y_1$ の額に達していることになる(年金保険料は所得の $100c\%$ の割合で徴収されるから)。ところでそのような個人に支給される年金額は次の世代の勤労所得の $100a\%$ である。次の世代の勤労所得は前提5より $(1+g)Y_1$ と表わされるので、年金額は $a(1+g)Y_1$ となる。この年金額と年金保険積立額が等しいとき収支均等の法則は成立することになる。すなわち、 $a(1+g)Y_1 = c(1+r)Y_1$ という関係から次式が導かれる。

$$c = \frac{a(1+g)}{1+r} \quad (1)$$

つまりこのようなモデルにおいて年金保険料は、利子率(r)所得増加率(g)および年金給付水準(a)の三つに依存して決定される²⁾。

2.3 賦課方式の場合

次に、年金を同一時期における勤労者から所得税の形で徴収して賄う場合について考えてみよう。年金給付額(ただし1人あたり年金額)は前項と同様に $a(1+g)Y_1$ となっている。このとき収支均等の法則が成立するためには第1世代(勤労者世代)はどの程度の所得税を負担しなければならないのだろうか。人口が $100n\%$ で成長していることを考えると、 $t(1+n)(1+g)Y_1 = a(1+g)Y_1$ という関係が成立していなければならない。すなわち、

$$t = \frac{a}{1+n} \quad (2)$$

と所得税率は計算される。つまりここで考察しているようなモデルにおいて所得税率は、人口成長率(n)および年金給付水準の二つに依存して決まることになる³⁾。

1) この仮定は現実的なものとはいえない。しかし、社会保険料および所得税が所得水準に比例的な形で徴収されるという想定の下では、マクロ・レベルの議論に関するかぎりその有効性は失なわれないであろう。

2) すなわち年金保険料率は利子率が低(高)ければ低(高)いほど、また所得増加率および年金給付水準が高(低)ければ高(低)いほど高(低)くなる。

3) すなわち人口成長率が小さ(大)ければ小さ(大)いほど、また年金給付水準が高(低)ければ高(低)いほど所得税率は高(低)くなる。

2.4 両方式の比較

(1), (2)式から積立方式と賦課方式ではそのどちらの方の負担がより少なくなるかを調べてみよう。(2)式から(1)式を引くと,

$$t - c = \frac{a(r - n - g - ng)}{(1+n)(1+r)}$$

と計算される。経済的には ng をほぼゼロとみなしてもさしつかえない (また $n > -1$, $r > -1$ と考えるのが妥当である) ので, 結局次のような関係が成立している。すなわち,

$$t \cong c \iff r \cong n + g \quad (3)$$

この式の意味するところを命題としてまとめておこう。

〔命題〕 利子率が人口成長率と所得増加率の和よりも大き (小, 両者が等し) い場合, 積立方式による社会保険料率は賦課方式の下における所得税率を下回 (上回, 両者は等しくな) る。ただしいずれの方式においても年金給付額は同一であると想定している。

この〔命題〕と同じ内容のことを少し角度を変える形で図解によって説明しておこう⁴⁾。図1の横軸方向にある個人の現在時点 (第1期) における所得・消費の水準を測り, 縦軸方向にその個人の将来時点 (第2期) における所得・消費の水準を測るものと想定する。当該個人の第1期における所得水準は OA で与えられている。第2期に

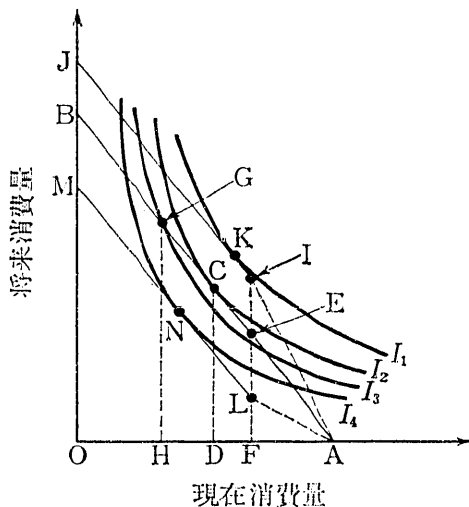


図 1

4) 以下の説明はFeldstein [3] (第1節) に負うところが少なくない。

おいては隠退して働かないので勤労所得はゼロである。この個人が所得の一部を貯蓄するときそれを取りくずす段階で利子収入 (利子率を $100r\%$ とする) を得ることができる。年金制度がない場合この個人の予算線は傾きが $1+r$ の直線 AB で与えられる。つまり三角形 OAB が消費可能領域である。このときこの個人は第1期において DA だけ貯蓄し第2期において CD だけ消費すれば最大の効用を得ることができる。

さて積立方式による公的年金制度が導入されたと想定しよう。公的年金の積立利子率も $100r\%$ と仮定する。このとき年金保険料率 ($100c\%$) がこの個人の貯蓄率 (DA/OA) を上回らないかぎり最適消費計画は何一つ変更を受けない。すなわち所得 OA のうち例えば FA だけ年金保険料として控除され, 手取所得 OF のうち DF だけ貯蓄する。第2期において EF だけの年金給付を受け, 貯蓄をすべて解約すれば年金と合せて CD だけの収入を手にすることができ, それを消費にまわすことが可能となる。つまり C 点が最適消費計画を示すことになり, このことは制度導入前とは変わらないのである。

ところで年金保険料率が個人の貯蓄率 (DA/OA) を上回るとき問題が生じる。年金保険料率がたとえば HA/OA で与えられるときこの個人の予算線は BGH で与えられることになり, 最適消費計画は G 点に変更を余儀なくさせられる。この消費計画のもたらす効用 (I_3) は制度導入以前の効用 (I_2) には及ばない。つまり厚生経済学の観点からみるとそのような制度はむしろ導入しない方が好ましいことになる。

貯蓄率は一般に所得の上昇に応じて高くなると考えられる⁵⁾。したがって貯蓄率が低い者は低所得者であると想定できよう。積立方式を採用する社会保険制度が過去の所得水準を基準にして年金給付を行なう場合, 低所得階層にとってそのような制度は必ずしも好ましいものとはならない。強制貯蓄額が自発的な貯蓄額をオーバーする結果,

5) 世帯主の年間定期収入を基準にした5分位データによれば, 異常なインフレーションに見まれた昭和49年, 50年についても従来と同様にこのような傾向を観察することができる (総理府統計局『家計調査年報』参照)。

効用がレベル・ダウンしてしまうからである。したがって低所得者から強制力を伴う社会保険料を徴収するのであればその見返りとしての年金給付は過去の所得水準に比例する形だけで行うべきではない。むしろ過去の所得水準とは独立な一律年金給付の制度を設け、所得比例の年金に付加する形で給付を行なう必要が生じよう。そうした形をとることによってはじめて社会保険の存在意義が認められることになる。

本題に入るまでの議論が少し長くなってしまった。積立方式と賦課方式の優劣に関する図解の説明に入ろう。人口が $100n\%$ で成長し所得が $100g\%$ で増加している状態において賦課方式による社会保険が導入されると、消費計画は次のように決定される。 $n+g>r$ の場合、勤労世代に賦課される所得税率が $100c\%$ (第3節とは異なる、念のため) であれば隠退して年金生活を送る世代に属している個人は IE だけの年金給付を受けることになる。すなわち予算線は JIF で与えられる(直線 IA の傾きを $1+g+n$ としてある)。このときその個人は K 点を最適消費計画点として選択することになり、効用は I_2 から I_1 へとレベル・アップしている。つまり $n+g>r$ の場合には社会保険料率と所得税率が同一なかぎり賦課方式を採用する方が積立方式を採用するより高い水準の効用を達成できることになる。逆に、 $n+g<r$ の場合には予算線は MLA で与えられることになり(直線 LA の傾きを $1+n+r$ とする)、最適消費計画を表わす N 点の効用は C 点のそれを下回る。この場合には積立方式の方が賦課方式よりも好ましいと判断されることになる。

このようにして〔命題〕を図解することができた。〔命題〕の含意に言及する前にこの〔命題〕が多期間モデルにおいても導かれる一般的な性格のものであることを次節で分析することにしよう。したがって先を急がれる読者は第3節をとばしてよい。

3 多期間モデルへの一般化

3.1 前提の修正・追加

前節での分析を一般的な多期間モデルに適用す

るために次のような前提の修正と追加を行なおう。まず人々は皆 l 期間だけ働き、その後の m 期間は隠退して年金生活を送ると仮定する(前提 1')。すなわち人々は皆一律に $(l+m)$ 期間の人世を生き、それを過ぎる時点で死亡すると考える。

次に各期における勤労者の所得はすべて同一であると想定する(前提 2')。

更に各期における年金はすべての支給対象者に同額支払われ、それはその期における勤労者所得の $100a\%$ であると仮定する(前提 3')。

前提 4, 前提 5 はそのままここでも採用することにする。新たに、割引率は利子率に等しいと仮定し、それは各期を通じて一定不変に維持されると想定する(前提 6)。

このような六つの前提の下で前節で分析した問題と同一のものを考察することにした。

3.2 積立方式の場合

定年退職時(第 l 期のおわり)における年金保険料積立額(元利合計)を A とすると、それは次のように計算される。

$$\begin{aligned} A &= cY_1(1+r)^l + cY_2(1+r)^{l-1} + \dots + cY_l(1+r) \\ &= cY_1\{(1+r)^l + (1+g)(1+r)^{l-1} + \dots \\ &\quad + (1+g)^{l-1}(1+r)\} \\ &= c(1+r)^l Y_1 \left\{ 1 + \frac{(1+g)}{(1+r)} + \dots + \left(\frac{1+g}{1+r} \right)^{l-1} \right\} \end{aligned}$$

この式の $\{ \}$ 内は初項が 1, 公比が $(1+g)/(1+r)$, の等比数列の和になっている。初項から第 l 項までの和の公式を用いると A は次のように表わすことができる。

$$\begin{cases} A = \frac{cY_1\{(1+g)^l - (1+r)^l\}}{g-r}, & r \neq g \text{ の場合} \\ A = cl(1+r)^l Y_1, & r = g \text{ の場合} \end{cases} \quad (4)$$

次に退職時(第 $(l+1)$ 期のはじめに)における年金給付の現在価値(V)を計算してみよう。

$$\begin{aligned} V &= aY_{l+1} + aY_{l+2}(1+r)^{-1} \\ &\quad + \dots + aY_{l+m}(1+r)^{1-m} \\ &= aY_{l+1} \left\{ 1 + \frac{1+g}{1+r} + \dots + \left(\frac{1+g}{1+r} \right)^{m-1} \right\} \end{aligned}$$

この式の $\{ \}$ 内もやはり等比数列の和になっているので V は次のように表わすことができる。

$$\begin{cases} V = \frac{a(1+g)^l Y_1 \{(1+g)^m - (1+r)^m\}}{(g-r)(1+r)^m}, & r \neq g \text{ の場合} \\ V = am(1+g)^l Y_1, & r = g \text{ の場合} \end{cases} \quad (5)$$

ここで収支均等の法則つまり $A=V$ が成立するためには、(4)(5)式より $r \neq g$ の場合

$$\begin{aligned} c \{(1+g)^l - (1+r)^l\} \\ = \frac{a(1+g)^l \{(1+g)^m - (1+r)^m\}}{(1+r)^m} \end{aligned}$$

という関係になっている必要がある。ここで $p \equiv (1+g)/(1+r)$, $p \neq 1$, $p > 0$ と p を定義すると次式が導かれる。

$$\begin{cases} c = \frac{a(p^m - 1)}{1 - (1/p)^l}, & p \neq 1 \text{ の場合} \\ c = am/l, & p = 1 \text{ の場合} \end{cases} \quad (6)$$

なお(6)式で $p \neq 1$ の場合 c は p の関数になっているといえる。したがって $c=c(p)$ とおくことにしよう。このとき関数 $c(p)$ の特徴はどうなっているだろうか。まず、

$$\frac{\partial c}{\partial p} = \frac{a[m p^{l+m} - (m+l)p^m + l]}{p^{l+1} \{1 - (1/p)^l\}^2} \quad (7)$$

と計算される。(7)式の右辺の[]内を $f(p)$ とおこう。すなわち、

$$f(p) \equiv m p^{l+m} - (m+l)p^m + l$$

このとき関数 $f(p)$ の特徴は次のようになっている。

$$f(0)=l>0, \quad f(1)=0,$$

$$f'(p) = m(l+m)p^{m-1}(p^l - 1) \geq 0 \iff p \geq 1$$

つまり、関数 $f(p)$ を図示すると図2のようになっている。すなわち、

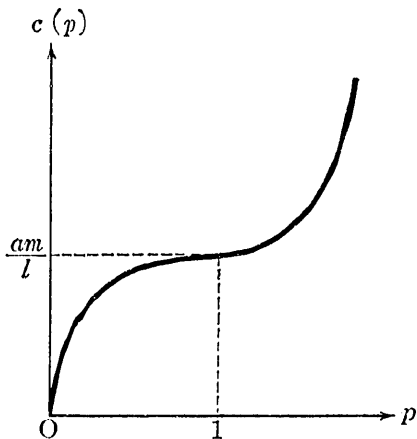


図 2

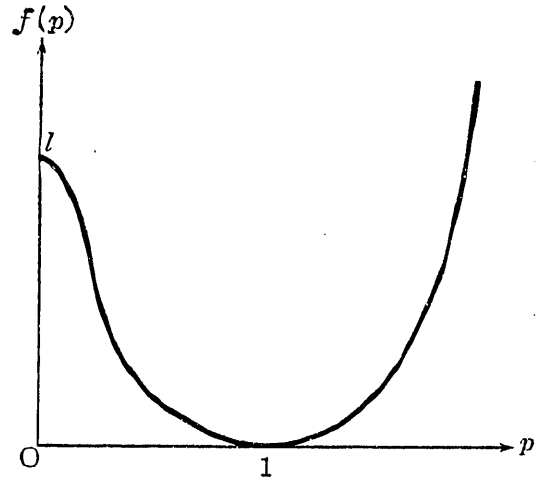


図 3

$$f(p) \geq 0, \quad p \geq 0 \text{ の場合} \quad (8)$$

(8)式で等号が成立するのは $p=1$ のときである。

(8)式より(7)式の符号は

$$\partial c / \partial p > 0, \quad p \neq 1 \text{ の場合} \quad (9)$$

と決まる。さらに(6)式より $p=1$ の場合 c は正となり、しかも $p=1$ で $c(p)$ は連続である。加えて $c(0)=0$ であるので全体として

$$c(p) > 0, \quad \text{ただし } p > 0 \quad (10)$$

という関係が導かれることになる。関数 $c(p)$ は図3のようになっている。つまり所得の増加率(g)が利子率(r)を上(下)回れば上(下)回るほど年金保険料率(c)は高(低)くなる。

3.3 賦課方式の場合

ある時点たとえば第 $(l+1)$ 期のはじめにおいてその期における年金給付に要する財源をすべてその期の勤労所得に対する所得税(税率を $100t\%$ とする)で賄うと想定しよう。この期において $(l+m)$ 歳の者の数を N とおくと、年金支払総額(E)は次のように計算される。

$$\begin{aligned} E &= aY_{l+1}N \{1 + (1+n) + \dots + (1+n)^{m-1}\} \\ &= an^{-1} \{(1+n)^m - 1\} Y_{l+1}N, \quad n \neq 0 \end{aligned}$$

他方、所得税徴収額(T)は、

$$\begin{aligned} T &= tY_{l+1}N \{(1+n)^m + (1+n)^{m+1} \\ &\quad + \dots + (1+n)^{m+l-1}\} \\ &= tn^{-1}(1+n)^m \{(1+n)^l - 1\} Y_{l+1}N, \quad n \neq 0 \end{aligned}$$

となる。収支均等の法則($E=T$)が成立するためには次式を満たさなければならない。

$$a\{(1+n)^m - 1\} = t(1+n)^m \{(1+n)^t - 1\}$$

すなわち次の条件が求められる。

$$\begin{cases} t = \frac{a\{1 - 1/(1+n)^m\}}{(1+n)^t - 1}, & n \neq 0 \text{ の場合} \\ t = al/m, & n = 0 \text{ の場合} \end{cases} \quad (11)$$

3.4 両方式の比較

(11)式で $n \neq 0$ の場合について式の変形を次のようにしよう。いま $q \equiv 1/(1+n)$ と q を定義すると、(11)式は次のように書くことができる。

$$\begin{cases} t = \frac{a\{q^m - 1\}}{1 - (1/q)^t}, & q \neq 1 \text{ の場合} \\ t = al/m, & q = 1 \text{ の場合} \end{cases} \quad (12)$$

このとき(6)式の c と(12)式の t とを比較することによって、積立方式と賦課方式のコスト上の差異を調べることができる。すなわち $p \neq 1$, $q \neq 1$ の場合 c と t とは完全に同一の関数の形になっている。しかも(10)式により

$$t \equiv c \iff q \equiv p$$

という関係が成立していることは容易に導かれる。経済的には $1/(1+r) \equiv 1-r$, $1/(1+n) \equiv 1-n$ とみなすことができるから、結局次の式が得られる。

$$t \equiv c \iff r \equiv n+g \quad (13)$$

この(13)式は前節で求めた(3)式と全く変らない。したがって(3)式は一般的なケースにも適用できることが証明されたことになる。

なお $p=1$ ($r=g$) の場合には、

$$t \equiv c \iff 0 \equiv n$$

という関係を導くことができる(図3参照)。この条件は(13)式のポーラー・ケースとなっており、したがってその意味においても(13)式は一般的な性格をもっていることが判明した。

4 積立方式の功罪

第2節で導出した〔命題〕の含意を検討することしよう。

サミュエルソン〔4〕は耐久財の存在しない世界を仮想し消費者ローンの存在を想定して次の事実を指摘した。すなわち、社会保険制度の運営において積立金を一切持たない賦課方式を採用すれば保険数理的に(actuarially)不健全(unsound)で

あり、かつ破産を免れない(insolvent)ことになるという観念が今日においても世間一般にまかりとおっている。しかし、所得の増大率をゼロと仮定しても賦課方式の場合には人口の成長を期待できるかぎりそのような社会保険制度によっても暗黙のうちに「利子」収入を得ることが可能になる。そして賦課方式を採用した社会保険制度の運用利回り(「生物学的利子率」biological rate of interest とサミュエルソンは呼んでおり、人口成長率に相当する)が積立方式によるそれ(市場利子率)を上回ることになれば、むしろ社会保険は積立を一切行なわない方が却って望ましいことになる。これがサミュエルソンのいう「社会保険の逆説(the social insurance paradox)」の内容に他ならない。

アーロン〔1〕(372頁)はこの逆説の内容を次のように言い換えることに成功している。すなわち、「人口成長率と(実質)賃金上昇率の和が(実質)市場利子率を上回るとき、実質的な生涯所得の合計額の現在価値は年金積立をする場合よりそれをしない場合の方が社会全体として大きくなる」と。第2節で導いた〔命題〕はアーロンの主張と実質的に全く変らない。ただ導出の方法は本稿において著しく簡単なもの(2期間モデル)に改善されている。つまり賦課方式の公的年金は名目賃金の伸び率と人口増加率とを加え合わせた率に見合った収益率で積み立てた資金を運用するのと完全に同一の結果をもたらすのである。仮に金利機能に頼るだけの完全積立方式の場合を考えると、金利水準が名目賃金の伸び率プラス人口増加率より低いとき保険料率が一定にとどまるかぎり賦課方式の場より低いレベルの給付しか達成できなくなる。すなわち現行賃金の一定割合の年金給付を継続的に保障することは不可能になる。

積立方式の方が賦課方式よりも有利になる現実的なケースとはどういう場合であろうか。まず人口の成長が期待できない($n=0$)社会において賃金の上昇も期待できないという状況であれば、 $g < r$ という条件が成立する可能性が強い。また多少の人口成長が予想されても賃金の上昇がほとんど期待できない低成長社会であれば、人口増加

率プラス賃金上昇率が市場利子率を下回る公算が少なくない⁶⁾。更に人口の減少が予想される場合にはかなり高率の経済成長を実現しないかぎり賦課方式は有利とならない。以上の例が積立方式の採用を推奨すべきケースであろう。

現実の日本はどのような状況にあるのだろうか。まず(1)現実の市場利子率は政府・日銀の一貫した低金利政策によって不当に低い水準に押えられている。完全雇用・経済成長のコストともいえるインフレーションがあっても名目利子率の引き上げはごくわずかのものでしかない。その結果、名目利子率が物価上昇率を下回る事態さえ現出している。(2)人口は若干ながらも増加の傾向にある。(3)今後日本の経済成長率(賃金上昇率)はここ20年間に経験したものより低落するとはいえず、かなりの高成長が見込まれる。この三つの事実が今後数十年にわたって予想されるのであれば、即刻完全な賦課方式を採用すべきことになる。とくに(1)で指摘した低金利政策が続くかぎり、年金の積立額は物価上昇下において減価を避けることができない。積立方式のうまみが全くなってしまうことになる。このような事実は(3)の予想がはずれていわゆる「ゼロ成長」が現出することになってもなお成立する性格のものである。

結局、今日の日本においてはむしろ賦課方式に切り換えた方が公的年金のコストは安上がりになるのではないだろうか。積立方式に固執するかぎり、年金保険料率の引き上げを毎年のように行わざるを得なくなるであろう。

5 残された問題

——結びにかえて——

本稿における分析はきわめて大胆な仮定の下に進められている。その中でとくに〔命題〕の修正を余儀なくさせる可能性のある前提について多少とも言及しておくことにしたい。

まず第1に本稿は成熟の段階にある積立年金の制度と賦課方式を採用する年金制度との比較を行

なっている。したがって、未だ成熟の段階に達しない積立年金制度を考察の対象としたわけではない。

第2に、小論では年金制度が導入されても経済成長率はそれとは独立に決まる状況を念頭において分析をしている。また人口増加率も経済成長率とは独立に決まると仮定している。利子率は政策変数であるのでそれを他の変数と独立と仮定してもさしつかえないと考えられるが、年金制度と経済成長率および人口増加率は相互に依存しあう関係にあると考えるのが経済学的には適当であろう。したがってここでの分析はそのことを全く考慮しないものであるので再検討の余地を多く残している⁷⁾。

第3に、仮に(無論、第2のポイントを考慮した後に)賦課方式の採用が今日の日本で推奨されることになっても制度改訂に伴う積立年金保険制度のアフター・ケアを考える必要が残されている。

最後に、より根本的な問題について触れなければならない。本稿では社会保険制度の存在を一応望ましいものと考えてその資金調達方法の選択を問題としてきた。しかし、一体公的年金保険制度というものは必要なのであろうか。もしもそれが必要でないという結論が出ることになれば本稿における検討はその存在理由を失ってしまう。また、仮に公的年金制度が必要であるという結論が出ても、それは国民基礎年金の形での一律給付が望ましいということになるかもしれない。加えてその際の資金調達の方法としては積立方式・賦課方式に加えて公的な年金債券の発行も考えられないこともない(実際、ブキャナン〔2〕はそのような提案を行なっている)。更に積立方式の場合であっても、現行のような事業主・被保険者の折半負担がはたして好ましいか否かという問題も残ることになる⁸⁾。

以上に指摘したように、本稿の分析はかなり大きな制約と強い前提の下に進められている。した

6) Feldstein〔3〕は、現在のアメリカ合衆国の状況はまさにこのような条件を満たしているため賦課方式より積立方式を採用して社会保険の運営を図ってゆくべきであると主張している。

7) このポイントは地主重美氏によって指摘されたものである。

8) 高山〔5〕はこの問題に対して、事業主負担であっても被保険者負担であってもその経済的帰結は社会全体としてみれば全く変わらないという論点を提出している。

がって、このことを十分考慮して〔命題〕の含意を読みとる必要がある。

参考文献

- [1] H. Aaron, "The Social Insurance Paradox", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, August, 1966.
- [2] J. M. Buchanan, "Social Insurance in a Growing Economy: A Proposal for Radical Reform," *National Tax Journal*, December, 1968.
- [3] M. Feldstein, "The Optimal Financing of Social Security", Discussion Paper, Number 388, Harvard Institute of Economic Research, November, 1974.
- [4] P. A. Samuelson, "An Exact Consumption-Loan Model of Interest with or without the Social Contrivance of Money", *Journal of Political Economy*, December, 1958.
- [5] 高山憲之「いわゆる三・七問題の経済学的側面——社会保険料事業主負担分の基本的問題点——」, 『日本労働協会雑誌』, 1977 (5月号)。